

一八八一年 朝士視察団の明治日本の司法制度の理解

— 巖世永の「司法省視察記」と「聞見事件」を中心として —

許 東 賢

郷 田 正 萬 (訳)

目 次

はじめに

一 巖世永の人物と活動

二 司法制度の理解

(1) 司法権の独立

(2) 裁判体系

(3) 司法行政体制

三 刑法の理解

四 影響

結びにかえて

## はじめに

朝鮮政府は朝士視察団（「紳士遊覧團」）の派遣に際し、統理機務衙門を創設し、中国を媒介にし、対米修好条約締結のため、一連の交渉を展開するなど、開化・自強政策を推進し始めたのである。それで、朝鮮政府は、旧法が新法を規制する朝宗成憲尊重主義に立脚した伝統的な法体系では開化・自強政策を支えて、さらに米国など西欧列強に対する門戸開放以後、接触せざるを得ない異質的西欧法体系に対処しなければならぬと痛感したのである。

朝鮮政府はその対案を一・二次修信使たちが肯定的に評価した日本の法制から探し、朝士 嚴世永に司法省の業務をはじめ、日本の法制全般を把握し、報告する任務を与えることによって、当時西欧との不平等条約の改定のために、司法制度と法制の近代化に邁進していた日本の経験を把握・受容しようとしたのである。<sup>(1)</sup> それに従って、彼は日本の実情と司法制度全般を視察した所感と成果を盛り込んだ「聞見事件」<sup>(2)</sup>と明治維新以後、日本が当時まで、整えた司法体系と法典を漢訳・採録した合計七巻の「日本司法省視察記」を復命の時、国王に献上したのである。<sup>(3)</sup>

開化期において、自主的な法制の整備が富国強兵の近代国家に成長させるための礎石であったと言う点と、当時の開化・自強運動を主導した金玉均、洪英植、朴泳孝、金弘集、魚允中など、開化派人々の法意識を分かる資料が少ない点を勘案して見ると、嚴世永が残した文献は、開化派の近代法認識態度と朝鮮近代の西欧法受容過程を究明する上で占める意義は大きい。しかし、これまでの開化期に対する法制史研究を一瞥して見ると、大多数が本格的な西欧法理解の嚆矢を俞吉濬の「西遊見聞」に求めるか、でなければ法制史的に、近代の起点を一八九四年、甲午更張にすることによって、<sup>(4)</sup> 嚴世永が残した文献らが近代朝鮮の西欧法受容史乃至司法制度形成史に占める法制史的意義については看過したような感がする。<sup>(5)</sup>

したがって、本稿では巖世永の「聞見事件」と「日本司法省視察記」などを分析して、彼が明治日本の司法制度と刑法をどのように認識・評価し、それによって獲得した知識と情報が一八八一年以後、朝鮮の司法・法律制度改革にどのように反映されたのかを究明することによって、朝鮮の西欧近代法の受容史において、調査視察団が占める歴史的な意義を再考して見ようとする。<sup>6)</sup>

### 一・巖世永の人物と活動

巖世永（一八三一—一九〇〇）は錫遇の息子として本貫は寧越、字は邑翼、号は凡齋である。彼は一八六四年に、巡航文科に兵科で合格した後、承政院仮主書（一八六四）、副司正（一八六四）、注書（一八六五）、弘文館副修撰（一八六六）、南学教授（一八六六）、副司果（一八六六）、宣伝官（一八六六）、修撰（一八六六）、冬至使書状官（一八六六）、副校理（一八六七）、校理（一八六七）、副修撰（一八六七）、使憲府 執義（一八六七）、掌樂正（一八六七）、宗親府正（一八六八）、承旨（一八六八）、副応教（一八六九）、全羅右道 暗行御使（一八七四）、吏曹参議（一八七五、一八七八）などを歴任したのである。

朝士に選抜される前の彼の主要な官歴を見れば、彼は承政院、弘文館、司憲府などの清要職を歴任したのであり、その職能上、参贊官（承旨）、侍講官（応教・副応教）、侍讀官（校理・副校理）、檢討官（修撰・副修撰）などで、経筵に参加した国王の近侍であった。また、彼は暗行御史と冬至使 西長官として、活動したことがある実務能力と専門知識を兼ねた精鋭官僚で、かつ閔氏派に属した人であった。

彼は、こうした官歴と政派を背景に、一八八一年一月一日朝士に任命された。彼は、同月二四日に、ソウルを出発し、二月二一日に東來府に到着し、三月二九日に、日本貨幣一、三六六円を視察経費として、受け取った後、四月一

○日に、随員として嚴錫周、崔成大と通事 徐文斗、および家僕として朴春鳳を伴い、他の調査一行と共に、安寧丸便で、日本に向って出港したのである。彼は、四月一日に、対馬島に到着した後、長崎、大阪、京都、神戸、横浜等地を経由し、同月二八日に東京に到着した。その後、彼は、閏七月一日に千歳丸便で長崎を出港するまで約三ヶ月余りに亘って、前司法卿 田中不二麿（一八四五—一九〇九）、司法大輔 玉乃世履（一八二五—一八八六）などの助けを得て、司法省の事務と諸法典などに関する知識と情報を収集するのに努力した。その他にも、彼は他の朝士たちと共に、明治政府が推進してきた富国強兵政策の成果である近代的産業・軍事・教育・社会・文化施設など、幅広く視察し、政界・経済界・法曹界、教育界など各界の人々とも交遊したのである。<sup>(8)</sup>

このような視察活動の成果は、帰国後、二ヶ月余りに亘って作成された「聞見事件」と合計七巻の「日本司法省視察記」に書かれ、八月二五日、復命時に高宗に献上されたのである。これらの報告書に収録された内容を紹介すれば次ぎの如くである。

まず「聞見事件」の前半部では、彼が朝士に受任された時に、国王から詳探するよう指示された「朝廷議論・国勢形便・風俗人物・交聘通商」など、日本の実情全般に関して調査したことが記されているが、総計七四ページに達するこの本の紙面の半分以上は、日本の司法制度と裁判手続きおよび法律体系に対する概観と評価に割愛されている。

つぎに、「日本司法省視察記（一）」には「司法省職制事務章程」・「大審院職制」・「上等裁判所職制」・「地方裁判所職制」・「東京裁判所支庁管轄区分及取扱規則」・「区裁判所仮規則」・「糾問判事職務仮規定則」・「法学寄宿生堂規則」・「司法警察仮規則」・「警察規則附録」・「警視庁処務規則章程」・「府県官職制」・「元老院職制章程」など、司法行政とそれに関連した諸機関の職制と章程などが収録されており、「日本司法省視察記（二）」には一八八二年施行予定である「刑法」が、「日本司法省視察記（三）」には「治罪法」が、「日本司法省視察記（四）」には「訴訟法」が、「日

本司法省視察記(五)には「監獄則」が、「日本司法省視察記(六)」には「新律綱領・改定律例提要」が、そして「日本司法省視察記(七)」には「改定律例」が漢訳されている。

これらの記録は、巖世永自らが「大概「刑法」・「治罪法」・「憲法」・「訴訟法」・「民法」・「商法」が仏人(フランス人)が言う六法である。「日本がこれらを」真似ず、備えてはいるが「訴訟法」一款のように施行までに至っていないものもあるので、「事務章程」・「刑法」・「治罪法」・「監獄則」・「新律綱領改定律例撮要」・「改定律例」七冊を翻騰・編次した<sup>(9)</sup>、と明言したように、日本が明治維新以後、当時まで整備しておいた司法体系と新旧刑法を網羅・収録したものである。

## 二・司法制度の理解

### (1) 司法権の独立

明治初期の司法権の対内的独立過程はその対外的独立を計るための、不平等条約の改訂のために努力したことと密接に関連されていた。当時、明治政府の内政と外交政策の基調は列強の法制に準ずる近代法体系を成立させ、不平等条約を改正することによって、列強と対等・平等の独立国家になろうとするところにあった。

しかし、本来、行政官庁から裁判所を独立させるという司法権独立の法思想は日本に存在してなかったため、明治維新以後にも、暫く司法権と行政権は分離されなかったのである。すなわち、一八六八年初めに、設置された刑事事務科・刑事事務局・刑法官などは幕府時代の司法機構を踏襲したものに過ぎず、一八六九年国家機構の改革時に創設された刑部省と弾正台も復古風を脱しきれていなかった。

明治初、司法権の独立は廃藩置県直前の一八七一年江藤新平(一八三四—一八七四)の主導下に、刑部省と弾正台

が廃止され、刑事裁判権と民事裁判権を持つ中央政府の司法機関として司法省が設置されることにより始まった。司法権の独立は、一八七五年創設された大審院・上等裁判所・府県裁判所が一八七六年に大審院・上等裁判所・地方裁判所制度に変わり、一切の裁判事務が大審院以下の裁判所に委ねられて、地方官の判事兼任制が撤廃されることにより完成されたのである。<sup>(10)</sup>

巖世永も明治維新後、司法省の設立と裁判所の設置に至る行政権からの司法権独立の過程を「明治」四年、辛未「一八七一」に至り、刑法官と刑部省などの官を廃止し、弾正台の職務を統合して司法省を設置し、三局八課の制を定めた。大審院裁判所・検事局・上等裁判所を司法省内に設立したのであり、地方裁判所を併設して、その支庁と区裁判所も設置して民事・刑事・告訴・告発・勸解「仲裁」・糾問・公判・宣告などを分けて管掌した<sup>(11)</sup>、と概観し把握していたのである。

さらに、彼は司法権の独立が「実に、日本国制が定めるところでは、行政・立法・司法が相混・相関できない、<sup>(12)</sup>」と言って、法規を制定する立法とその法規を解釈、適用する司法、そして法規を執行する行政の三権分立の原則による、と理解していた。<sup>(12)</sup> こうした理解は彼だけに限られていた訳ではなく、つぎの朴定陽の文章でも見られるが、他の朝士についても何うことが出来る。<sup>(13)</sup>

「一応、西洋の制度に従った後、立法・行政・司法の名称が生まれた。英国の上・下議院を模倣して、元老院、大審院を設立した。全ての法の「制定は」官民を問わず、必ず大審院に行つて発議すれば、大審院が「これを」太政官に上げ、太政官は元老院に送り、各省の官吏が集会した場所で、言者の貴賤を問わず、その法の「制定の」可否だけを取るものであり、議長があつて議席を専管し、すべての法令を必ず会議で議決した後、施行する。これがまさに、立法の概要である。一応、法令が定まると、その施行は当然に、各省と各地方に委ねるが、これが所謂行政の概要である。凡そ、司法は全的に司法省と裁判所が担当しており、訴訟などの事務を管轄する。そ



して、知事と令などは、行政官としてこれに関与しない。」

このように、三権分立による司法権の独立に対しては、厳世永ばかりではなく、他の朝士たちも理解していたので、三権分立の概念が旧韓末、日本留学生によってようやく紹介されたという、従来の見解は修正されなければならない。<sup>(14)</sup>

## (2) 裁判体系

一八七五年政府機構の改革を論じた「大阪会議」以後、「立憲政体樹立の詔」が下り、元老院と大審院が創設されるや「大審院諸裁判所職制章程」・「司法省検事章程」が制定されるなど、司法制度の改革が行われた。その内容は、裁判所は大審院・上等裁判所・府県裁判所二種類に区分され、司法省の代わりにフランスの破毀院 (Cour de cassation) を真似て設立された大審院が、国家機構上、司法権を所管する機関であることが明確に規定されたものであった。すなわち、従来の司法省の裁判関与権が否定され、一切の裁判事務は大審院以下の裁判所だけが担当することになることによって、司法省は初めて司法行政を全管する機関になったのである。

一八七六年には、大審院・上等裁判所・府県裁判所制度が大審院・上等裁判所・地方裁判所制度に代わり、従来、府県裁判所が設置されてないところにおける地方官の判事兼任制が撤廃されることによって、中央統治機構から地方統治機構に至るまで、行政機構から独立した裁判機構が設置された。<sup>(15)</sup>

厳世永も、当時、日本が地方裁判所・上等裁判所・大審院につながる裁判制度を採択していることを理解していた。すなわち、彼は司法省の構内に設置された大審院は「民事と刑事の上告を受理し、上等裁判所以下の不当な審判を破毀することによって、法憲の統一を維持し、」上等裁判所は「東京・大阪・長崎・宮城など、都会地四ヶ所に設置し、



各地方の控訴「抗訴」を管掌させ、<sup>(17)</sup> 地方裁判所は「地方官を所在地に配置し、行政・司法の事を分掌するようにしたものの」、と把握していた。<sup>(18)</sup> また、彼は日本が宣告した量刑の軽重にしたがって、裁判管轄権が異なっていく裁判手続きも採択していることも次のように把握していたのである。<sup>(19)</sup>

「一切の民事は、「地方裁判所で」軽重を問わず、すべて審判するのであり、懲役以下の罪も白断する。もし重罪で終身懲役に該当する件は、擬律案を添えて上等裁判所に送り、許可の決済を得た後に宣告する。死罪獄を施行しようとするならば、裁判官が審案と証平物権および擬律案を添え、上等裁判所に送り、上等裁判官は判決を審閲し大審院に上げる。大審院はその文案を受け、正しいものは決済後返送し、間違ったものは法規を適用し、上等裁判所に還付し、上等裁判所はその文案を再び原裁判所に還付し、原裁判所が行下「上等裁判所を経て、大審院の決済を得た」文案を取って宣告するのである。」

さらに、彼は「高等法院は王室を危害したり、内乱を謀議したり、外患を誘導した者を調査して治めるところである。……高等法院は本来常設ではなく、事件があれば臨時開院を許可する、」とし、日本が非常設機関として、反逆行為を審判する高等法院制度を備えていることも把握していたのである。

その他にも、彼は犯罪発生時に、刑罰権者である国家が、刑事手続きを開始せず、原告である被害者や一般私人の提訴によって、手続きが開始される弾劾主義に立脚した刑事訴訟手続き<sup>(21)</sup>、そして、検事と代言人「弁護士」制度<sup>(22)</sup>なども把握・紹介した朝鮮最初の人物であった。

### (3) 司法行政体制

一八七二年に制定・施行された「司法職務定制」第一〇八条によれば、「司法省は全国法憲を管掌し……各裁判を統

括”する官署であった。また、司法卿は一八七五年、大審院以下裁判所制度が施行された以後、直接裁判に関与はしてないが、まだ判事の任免権を持っていたので、司法権の独立は裁判官の身分保証が欠如された未完の形態であった。事実、一八八一年当時の、日本の国家意思の決定体系は一八八〇年に実施された参議省卿分離制が再び参議省卿兼任制に還元されることによって、明治維新以後、実権を独占していた参議らの権限が一層強化された状態であった。実際に、日本で名実相符した行政権からの、司法権の独立は一八八九年に発布された憲法によって確立されるようになる。<sup>(23)</sup>

巖世永も司法省を「裁判と司法警察に関することを管理するところで、しかも一国の掌法・掌禁の官」、<sup>(24)</sup>と言い、全国の法憲を管掌し、各裁判を統括する機関として理解していたのである。また、彼は、次に引用したところにも良く示されているように、司法卿が人事権・法官監督権・法律起草と解釈権など、幅広い権限を持っていることを把握していたのである。<sup>(25)</sup>

「司法省は、卿を一人置くが、勅任官にする。卿は部下官員を統率し判事たちを監督するのであり、奏任以上の官員は、報告した後、黜陟し、奏任以下の官員は進退を専行する。卿はおおよそ、法律事項において、布行するか、または補整するものがあるれば意見を揃えて、行なうべきものを奏請することができるので、元老院会議に出席し、その法律の利害を弁論するか、あるいは行政事項として本省章程のなかに載せる事も出来る。実に、日本国制が定められたところでは、行政・立法・司法は相混・相関することはできない。しかし、立法官が議決した事が、即ち、司法官が管理することであり、行政官が執行することが司法官が委ねられたことでもあるので、司法卿が元老院の会議に参与しながら、司法省の行政も受け持っている。」

より具体的には、彼は、司法卿が天皇の裁可を得て「行政裁判、司法警察事務の変更、法廷に関する規定の制定、

主管事務の布達、部下管理と生徒の外国派遣、諸裁判所と検事局の廃置、および諸裁判所長の任命、各局廃置と局長任免、諸裁判所と各局の処務規定の制定、外国人の雇用、そして新創事または旧規の変更<sup>(26)</sup>など、強力な権限を行使することができたことを把握していた。

さらに、彼はこうした司法卿中心の司法行政体系が、卿・大輔・少輔・書記官・属官・等外につながる効率的な官職体系と三局八課の専門的行政体系によって支えられていることを次のように理解していたのである。<sup>(27)</sup>

「卿の下には大輔を一人置き、卿の有故時にはその仕事を代理させる。少輔も一人であるが、大輔に劣らない。大・少輔がいる時もあり、また一方だけある時もある。大書記官は三名である。権大書記官は席はあるが現在は空席であり、必ず人数を任命する他の官員とは異なつて、その席を任命することも、しないこともできる。少書記官は二名で、権書記官は一人である。書記官たちは特命を受けて、受け持った主務を幹(管)理する。書記官の下には、一等書記官から十等書記官までの属官があるが、員数は一定ではなく、一〇名かそれ以上なる時もある。等外として、一等出仕・二等出仕・三等出仕もあるが、員数は一定でない。これは各省の官制と同規であり、大審院以下の官員配置もこれに準ずる……。議事局は緊要で判断し難い事を、集まって議論するところである。書記官が会期を決めれば、必ず議員たちが集まり議論するのである。司法卿と大・少輔も、随時にその議席(会議)に参席する。本局、所掌事務を毎月に掲録し、月報を製作しており、諸編纂公文も保存する……。刑事局は刑事関係の各所の申請事件を卿命を受け起案するのであり、刑事関係法律の良否を検討し、改定・興廃案も起草するところである。民事局は民事関係の各所申請事件を、卿命を受けて起案するのであり、民事関係法律の良否を検討し、改定・興廃案も起草するところである。」

前記の引用文では見られないが、彼は、内記課・庶務課・職員課・編纂課・表記課・会計課・生徒課・修補課など、八課の機能も把握しており、<sup>(28)</sup> 司法官員の所屬別、職級別人員と司法省一年予算および官等別の給与体系も調査してい

たのである。<sup>(29)</sup> また、彼は法学課でフランス人を教官にして、委嘱・運営している四年制法官養成課程の具体的教育方法も、次のように把握していたのであった。<sup>(30)</sup>

「本省の法学課では、フランス人を授業師として招聘し、生徒を集めて法律を習わしているが、一年間を前後二期に分けて、圏点・考課し、四年が過ぎ卒業した後に、多点者を選抜して、省内属官に任命する。習法する間において、司法裁判所ですでに処決した訴訟事件を生徒たちを以って、原告・被告・代言人を仮作にして、法廷訴訟事件を練習するようにする。凡そ旧法を習った後、新法を学び、新律はすべて西欧法であり、西欧法のなかでもフランス法が大部分である。」

以上で、考察したように、彼は、三権分立に伴う司法権の独立、行政権の隷属から脱した近代的裁判制度、強力な権限を持つ司法卿中心の司法行政体系など、日本の近代的司法制度を朝鮮で初めて把握・紹介した人物であった。

### 三・刑法の理解

日本の近代法において、明治維新以後、朝士視察団が渡日した一八八一年までは、近世から近代に入って来る過渡期であり、近代法の準備期間であった。明治初期においては、王政復古という名の下で、江戸時代の幕藩法の代わりに、律令を受け入れる旧法、すなわち中国法制の影響が強く現れた。つまり、明治政府は社会の秩序を維持するために、まず刑法典の編纂が必要であると考えたのであろう。

それで、伝統的に親しみのある明清律系統の中国法の継受がなされ、一八六八年と一八七〇年に「仮刑律」と「新律綱領」を公布したのであり、一八七三年にはこれを代替し、「改定律例」を制定したのである。しかし、近代化を通じて、西欧列強と並立しようとした明治政府は対外的に条約の改定のために、近代的法典の継受が必要であることを

痛感したのである。

それで、明治政府は一八七〇年、すでにフランス民法を模倣した民法典の編纂に着手したのであり、一八七三年にフランスのポアソナド (Boissonade, 1825-1910) が渡日するや否や、本格的なフランス法の継受に努力したのである。したがって、調査視察団が渡日する一年前の一八八〇年に、ポアソナドが編纂したフランス系刑法と治罪法 (刑事訴訟法) が公布されたのであり、これは一八八二年一月一日から施行されることが予定されたのである。<sup>31)</sup>

巖世永も、〃庚午 (一八七〇年) に「新律綱領」を頒行し、一國通行の律令にしたが、癸酉 (一八七三年) に至り、参酌・改定し「改定律例」と思い成憲と看做した。昨年、庚辰 (一八八〇年) 冬、刑法第四三〇条・治罪法第四八〇条を民間に頒示し、先甲 (法律を初めて制定・公布する前に百生に伝えること) の令を發し、明年の壬午 (一八八二年) 一月から漸く実施しようとする。現今新旧法律を参考して用いるが、実施後には、「新律綱領」と「改定律例」の書を盡廃して、「刑法」・「治罪法」だけを施行しようとする、〃として、明治維新以後、近代的刑法が制定できるまでの過程を把握・理解していたのである。

さらに、彼は、新しい刑法・治罪法を評して、〃日人が旧程を双改する際に、一切を従新し、すべて泰西を模倣し、萬国公法からも取り入れた。裁制・参酌して、精密で微密さを備えて、至当なことに帰着することを求めた。手始めに、第一九二条 (「新律綱領」) を定めてから、後に第三一八条 (「改定律例」) に代えたが、凡そ拷訊を廃し、懲役を行なう同等権がまさに、その設法の大綱である、〃とし、その法制定の要諦が西欧法を継受することによって、同等権に立脚して拷訊を廃止し、懲役制度を実施するところにあるものと見なした。<sup>33)</sup> すなわち、彼は、〃昔は、閨刑で華士族を対 (接) したので、門を閉じて謹慎し羞恥をしらなかつたが、今はこの制度 (「新律綱領」・「改定律例」) を廃止し (刑法) 第四三〇条のなかに、記載しないので、まさに、法律上同等権の大則である、〃<sup>34)</sup>として、刑法制定の法精神が従

来の刑法典とは異なり、士族は法治でない禮治の対象であるという伝統的な法概念を乗り越えて、法の前では萬民が平等であるという、正義の具現を理想とする同等権に立脚した西欧法思想に基礎を置くものと見なしたのである。<sup>(35)</sup>

また、彼は、『勸解〔仲裁〕・予審・公判・懲役・讀圓・警察・代言人』など、日本の西欧的司法制度が古代中国の漢・唐・周時代の古法と符合するものと評価したのであるが、日本の現行法は『刑名・法術の流』、つまり、法はすなわち刑である、という、東洋の刑罰中心の刑名之学から由来したのではなく、『民人の健康と衛生を守ることに、その極を尽くす』、本質的に異なる法体系である西欧法思想に基づき、『治国の契約』として見なしたのである。この点は、後述の引用文のなかに良く現れている。<sup>(36)</sup>

「勸解・予審・公判などの制度を置いて、官が鉄雨のような僅少なことを計り、微細な毫釐を剖析するので、自然に古法と符合する。その懲役というのは、漢の城朝か唐の謫戍〔罪人を辺地に島流し、そこで生活させる制度〕の例であり、その讀圓というのは、屢の贖金〔罪を免除してもらうために納めるお金〕や、あるいは周の罰援〔一定額のお金を出して、罪を免除する制度〕の制に該当する。司句款〔古代中国の六卿の一つで、刑罰と警察を受け持った官職〕の吉奸する規を真似たものが、警察・巡査の制度であり、国人たちが罪をあげるといふ、国人与罪の意味を取ったのが、代言・傍聴の制度である。たいてい民人の建国と衛生を守ることに、その極を尽くさないことはまずない。いわゆる、法というものは刑名・法術の流ではなく、まさに治国の契約であるからである。」

言い換えれば、彼は、日本法概念では、正義の実現が法固有の目的であり、礼儀や道德のような規範実現のための手段ではない、という点を認知していたと見ることができる。



## 四・影 響

朝鮮王朝の伝統的な司法制度と行刑制度は、朝鮮政府がその生存のために、試図・推進しようとした開化・自強政策を支えるためには、根本的な不合理性乃至脆弱点を持っていたのである。すなわち、従来「経国大典」(一四七一年)に基礎づけられている朝鮮王朝の統治体制は、立法・司法・行政など、三権の分立が明確でないままに、混在していたので、行政各部署が国王の直属機関として並立して、相互間に上下の命令体系が明らかでなく、所管事項も重複されて非能率的な弊害があった。そして、伝統的に裁判権に従属されていたため、刑曹・漢城府・司憲府・義禁府・掌隷院・觀察使・守令など、諸司法外に、中央の権威的部署も逮捕と拘禁の権限を行使できたのであり、刑事手続きにおいても判官が直権で被疑者を逮捕して、一方的に訊問・拷問して処理する糾問主義的刑事制度を採り、権力の濫用を防げなかった<sup>37)</sup>ので、国民(民人)の人権は保障することが出来なかった。

したがって、国家の対内外的独立に必須不可欠な近代的法制の樹立を主導して行く日本の司法省のような、中枢的な機関が不在である状況であったのであり、さらに開化・自強政策、すなわち、近代化の土台である近代的市民層の生成と社会的安定を支える西欧列強との条約締結の際に、治外法権の許容を防ぐ裁判・法律体系も不備である状況であった。

それで、朝鮮政府は朝士、嚴世永に日本の司法制度などを把握・報告する任務を付与することによって、近代法制の樹立に邁進していた日本の経験を受容・導入しようとしたのである。彼を中心とした朝士視察団は、日本視察団を通じて、多くの知的衝撃を受けたものと思われる。その例として、朝士、魚允中は日本視察を通じて、従来の復古・尚古主義的経世論から脱皮して、急進開化派である金玉均などに影響を及ぼした日本乃至西欧志向の改革観を確立し



た改革政治家として生まれ変わり、思想的な転換を成し遂げたのである<sup>(38)</sup>。

巖世永も、明治維新以後日本が整備した三権分立に伴う司法権の独立、行政権の隷属から抜け出た近代的裁判制度、強力な権限を持つ司法卿中心の司法行政体系、そして近代西欧法を継受した刑法などを調査・把握することによって、朝鮮の司法制度と行刑制度の改革が必要であることを自覚するようになった、と思われる。

また、彼の経験は個人的な次元で死蔵されたのではない。彼が残した日本の司法制度と刑法などを紹介した「聞見事件」と総計七巻の「司法省視察記」は、国家意思決定者らを刺激し、朝士視察団の帰国直後であった一八八一年一月四日に、行なわれた統理機務衙門の機構改編の時に、隸下七司の中で、律例司を設置する際に貢献したのである。

そして、巖世永も同年一月二日に、律礼司、堂上経理事に任用され、日本視察を通じて確保した専門知識を活用することが出来たのである<sup>(39)</sup>。また、巖世永が残した文献らは活字化され一般に流布されはしなかったが、朝鮮開化・自強を熱望していた開花派人士たちに影響を及ぼし、従来の拷問・酷刑中心の行刑制度や行政権に従属された司法制度の問題点を悟るようになったように思われる。

その例として、金玉均は一八八二年壬午軍乱の收拾のために派遣された朴泳考・修信使一行の一員として、日本滞在中に作成した改革論である「治道略論」で、「法律に関する学問が発興した後で、庶務が第一歩を踏むことができる、<sup>(40)</sup> と言ひ、法制の整備が近代国家が樹立すべき礎石であることを強調しながら、財産権の尊重と人権の重視を担保するため、酷刑の廃止や懲役制度実施のための法律制度制定を次ぎのように促したのである<sup>(41)</sup>。

「凡そ、罪人に赤い服を着せる懲役の法は、古典に載っており、いま海外の全ての国が施行している。日本も近来施行しているが、朝鮮だけが聖人の政を復古されなさいている。「朝鮮が」欠けていることは、治道、巡・検・懲役であるが、「この三つは」鼎足之勢のようなもので、一つでも欠けることのできないものである。但し、現行の刑政だけを論じて見ても、法が古いので乱されて、人名と財産を

強奪する……。当然、新たに法律を定め、軽罪を犯したものは捉えて仕事をさせ、自贖させるべきである。しかし、これは必ず、聖上の裁決があつてこそ、実効が期待できるものである。」

朴泳孝も甲申政変の失敗後、亡命地である日本で一八八八年に上奏した戊子上訴のなかで、新法が「民国に大きく役立って旧法より遙かに良いものであれば、騒擾・粉転の議があるとしても、果敢に断行」すべきであると主張しながら、<sup>(42)</sup>その具体策として「私刑・私裁」の廃止、公開裁判の実施、連座罪の廃止、酷刑と拷問の廃止、罪刑証拠主義の採択、懲役制度の実施などを建議したことがあつた。<sup>(43)</sup>特に、彼は、「法が酷い<sup>(44)</sup>ので、国の主権を外国に失う」と看做し、酷刑を用いる刑事手続きの欠陥が治外法権の許容のよくな、司法の対外的従属をもたらすものと見なしたのである。<sup>(44)</sup>

最初の西欧近代法を受容した朝士・嚴世永の視察活動が納めた成果は、壬午軍乱と甲申政変の失敗以後、清国の対朝鮮干渉政策が著しく強化され、朝鮮の司法制度と法制の改革へと連結されることができなかつた。しかし、彼が収めた成果は無化・死蔵されたのではなく、開化派人士たちに、朝鮮の伝統的な司法・行政制度の矛盾を悟らせる契機として働いたのであり、そのように触発された改革意志は一八九四年甲午更張運動の昂揚期に、日本の直接的干渉なしに、朝鮮人開化派人士たちが主動になつて遂行した軍国機務処の改革立法活動のなかで初めて実現されたのである。<sup>(45)</sup>

### 結びにかえて

本研究においては、一八八一年、日本の司法・法律制度を調査していた朝士視察団、朝士・嚴世永の背景と活動を考察した後、彼が残した「聞見事件」と総計七巻の「司法省視察記」などを分析し、彼が日本の司法制度と刑法を、

どのように認識・評価し、彼が収めた成果が朝鮮の近代法制樹立過程に、どのような影響を及ぼしたのかを考察した。その結果、つぎのような点を究明することができたのである。

第一に、嚴世永の背景と視察活動を考察した結果、次ぎのことが分かったのである。まず、彼は、承政院・弘文館・司憲府などの清要職と暗行御使・冬至使書壯官などを歴任した官歴と閔氏派という政派を背景にして朝士に任命されたのである。つぎに、彼は、日本貨幣一、三六六圓(円)を視察経費を持って、約三ヵ月余りに亘って、「司法省職制事務章程」など、司法省と裁判所の職制と章程、一八七〇年と一八七三年に中国法を継受して制定した「新律綱領」と「改正律例」、一八八〇年にフランス法を真似て制定した「刑法」と「治罪法」および「訴訟法」と「監獄則」など、日本が明治維新以後、当時まで整備しておいた司法体系と新旧刑法などに関する知識と情報を収集し、「聞見事件」と総計七巻の「日本司法省視察記」に書かれて残されている。

第二に、彼の日本司法制度に対する理解を考察することによって、彼が三権分立に伴う司法権の独立、行政権の隷属から抜け出した近代的裁判制度、強力な権限を持つ司法卿中心の司法行政体系など、朝鮮で最初に、近代的司法制度を把握・紹介した人物であることを明かにしたのである。つまり、彼は、日本の司法権が三権分立原則に立脚して行政権から独立されており、地方裁判所・上等裁判所・大審院へと連なる裁判体制も整備しており、実際に、司法全般が全国法憲を管掌し、各裁判を統括する強力な権限を持つ司法卿中心の統制下にあることを把握していた。その他にも、彼は、弾劾主義に立脚した刑事訴訟手続き、司法卿中心の司法行政を支える卿・大輔・少輔・書記官・属官・等外へと、連なる効率的な官職体制と三局八課の専門的行政体系、そして法官養成制度なども把握していた。

第三に、彼の日本の刑法に対する理解を考察することによって、彼が日本の刑法定定の法精神が礼儀や道徳など、規範の実現ではない正義の実現にあることを認知したことを明らかにしたのである。つまり、彼は、日本の刑法が同

等権に立脚し、士族は法治ではない礼治の対象であるという、伝統的な法観念を乗り越えて、法の前では萬民が平等であるという正義の具現を理想とする西欧法思想に基づくものと看做していたのである。また、彼は、日本の行刑制度が東洋の伝統的刑罰中心の刑名之学とは根本的に異なる、民人の健康と衛生を守ることに、その極を尽くす治国の契約”として看做したのである。

第四に、彼が日本の司法制度と刑法を調査・把握することによって確保した西欧の近代法制に対する知識と情報が朝鮮の近代法制樹立過程で、どのような影響を及ぼしたのかを考察することによって、彼が収めた成果が長期的に、一八八一年以後、法制改革運動を推動させた知的財産として機能したことを明かにすることができた。すなわち、彼が確保した西欧近代法制に対する知識と情報は壬午軍乱（一八八二年）と甲申政変（一八八四年）以後、強化されて行く清国の干渉政策の結果、短期的には朝鮮の司法制度や法律の改革を引き出す契機にすることは失敗したのである。しかし、彼が収めた成果は朝鮮の開化・自強を熱望していた開化派人士たちに影響を及ぼし、従来の拷問・酷刑中心の行刑制度や行政権に従属された司法制度の問題点を自覚させることに寄与することによって、長期的に見る時には、朝士視察団に始まる日本をモデルとした、司法制度と法律改革の本格的な実現は甲午更張（一八九四年）からその成果を見ることができるといえる。

したがって、朝鮮における初めての、自発的・体系的な、日本を通じての西欧近代法制を理解・受容しようとした朝士視察団は、朝鮮近代西欧法受容史と司法制度形成史において、その起点になるものと見るのが妥当である、と考える。

☆この論文は一九九六年度 慶熙大学校 校費研究費によって研究されたものである。

- (1) 第一・二次修信使金綺秀と金弘集はそれぞれ「立法必以信 徒木棄灰 未之或一失 故上使下 下事上無少疑阻 無少携貳 有罪當死 死而無怨 自知死罪 不敢幸生 所以畏罪不犯 各率其職」其刑法 凡鬪歐爭訟 必罰鍰 其罪重者 衣之赭衣 役作於公 隨其犯 而年限為之久近 以故犯の者少殆近古意」と日本の法制を好評した。国史編纂委員会編『修信使記録』全(ソウル・探求堂、一九七二)、六九〜七〇ページ、一五三ページ。
- (2) 嚴世永、《見聞事件》(奎章閣 圖書番號へ以下「番号」と称す)・二二二―二二一。この正体報告書以外にも彼は別單がもっと入っている《日本見聞事件草(一)》(番号・七七六九―一)と《日本見聞事件草(二)》(番号・七六八九―二)二卷の抄本を残している。
- (3) 嚴世永《日本司法省視察記(一)》(七)《(番号・三七〇三―一)》(七)。
- (4) Chun, Bong-duck、前掲書：崔鍾庫、一八一―二六ページ、――、「韓国法思想史」(ソウル：ソウル大学出版部、一九八九)。二〇六―二〇八ページ、韓国法制研究院、「韓末法令体系分析」(ソウル、韓国法制研究院、一九九二)、二二二―二四ページ。特に、「韓末法令体系分析」では、甲午更張を近年法史の起点として看做してきた従来の法制史研究を韓国史の自主的発展を否定するものであると見て、韓国近年法史の起点を再考すべきである、という問題提起をしたことがある。
- (5) 崔鍾庫は、当時、朝士視察団が西欧法を受容する意識を備えていなかったために、日本の無批判的西欧法受容を批判しただけであるとして過小評価しており、嚴世永の日本法体系に対する認識が含まれている「聞見事件」は分析せず、「日本司法省視察記」の内容だけを簡略に紹介することによって、これら文献が韓国の西欧法受容史で占める意義を看過したのである。崔鍾庫、「韓国法史」(ソウル、博英社、一九九〇)、七〇―七七ページ。
- (6) 朝士視察団を扱った研究としては、鄭玉子、《紳士遊覽團考》、《歴史學報》二七(一九六五)・拙稿、八一八一年朝鮮 朝士日本視察團に関する一研究、《韓國史研究》五二(一九八六)・――、八一八一年 朝士視察團の明治 日本 政治制度 理解、《韓國史研究》八六(一九九四)・――、八一八一年 朝士視察團の活動に関する研究、《國史館論叢》六六(一九九五)・――、八一八一年朝士 魚允中の 日本 經濟政策の認識、《韓國史研究》九三(一九九六)などがある。
- (7) 拙稿、「二八八一年 朝士視察團の活動に関する研究」、二〇―二三ページ、参照。
- (8) 拙稿、上掲論文、二六―三二ページ・嚴世永、「聞見事件」一―六、一一―一七ページ参照。
- (9) 嚴世永、《日本司法省視察記(一)》、三ページ、蓋刑法治罪法憲法訴訟法民法商法 乃佛人所謂六法也 效未盡就 具不及布 如



訴訟一款是也 故取事務章程刑法治罪法訴訟法監獄則新律綱領改定律例撮要改定律例七冊 翻謄編次。

- (10) 明治政府の司法制度改革に関する研究としては、石井良助、《明治文化史…法制編》二（東京…原書房、一九八〇）…福島正夫編、《日本近代法体制の形成》上（東京…日本評論社、一九八一）…染野義信、《裁判制度》、鶴飼信成 等編、《講座日本近代法發達史》六（東京…勁草書房、一九五九）…《司法制度》、《講座日本近代法發達史》二（東京…勁草書房、一九五八）…利谷信義、《近代法體系の成立》、《岩波講座日本歴史》近代三（東京…岩波書店、一九七六）…菊山正明、《明治國家の形成と司法制度》（東京…御茶の水書房、一九九三）…丘秉朔 譯、石井良助 編、《司法權 獨立の軌跡と裁判制度の變遷》、《日本の近代化と制度》（ソウル…教學研究社、一九九三）などを参考した。

- (11) 巖世永《「聞見事件」》、三七ページ。至四年辛未 始廢刑法官刑部省等官 合彈正臺職務 而置司法省 定三局八課之制 設大審院裁判所檢事局上等裁判於司法省同構内 弁設各地方裁判所 又置其支廳及各區裁判所 分其管掌而民事刑事告訴發勸解糾問公判宣告等。

- (12) 巖世永、上掲書、三八ページ而實其國制所定 則行政與立法司法 不得相混相關。

- (13) 朴定陽、《日本國聞見條件》、《朴定陽全集》五（ソウル…亞細亞文化社、一九八四）、二五～二六ページ。一遵西洋之制 有立法行政司法之稱 倣英國上下之議院 而設元老院大審院 凡有一法 無論官民 必就大審院而發議 自大審院進于太政官 大政官付於元老院 而會集各省官吏 不計言者之貴賤 只取其法之可否 有議長者 專管議席 雖一法一令 必爲議決於會議後施行 此是立法之太要 而法令一定 則隨其觀 當屬於各省各地方而行之 此所謂行政之要領 夫司法者 專係司法省裁判所之所掌 各府縣亦有裁判所 以管訴訟等事務 而知事令則係是行政之官 故不預焉。等事務 而知事令則係是行政之官 故不預焉。

- (14) 崔鍾庫、《韓國の西洋法受容史》、二九六～二九七ページ…拙稿、一八八一年朝士視察團の明治日本政治制度の理解、一二一～一二二ページ参照。

- (15) 牧 英正・藤原明久編、《日本法制史》（東京…青林書院、一九九三）三三三～三三四ページ…久保田 穰、《明治司法制度の形成・確立と司法官僚制》、利谷信義 等編《法における近代と現代》（東京…日本評論社、一九九三）、一三九～一四一ページ。

- (16) 巖世永、「日本司法省視察記（一）」二二ページ。大審院 爲受民事刑事上告 破毀上等裁判所以下審判不法者 處以主持統一之法憲。

- (17) 巖世永、「聞見事件」、四四～四五ページ。凡置上等裁判所者四 卽東京大阪長崎宮城 特就其都會之地而設之使管掌各地方訴訟。

- (18) 嚴世永、上掲書、四五ページ 地方裁判所 卿於各地方置司法官之所也 配置於地方官所在處 分掌行政司法之事。
- (19) 嚴世永、上掲書、四六一四七ページ。一切民事 無輕重 皆爲審判之 亦得以自斷懲役以下罪 若重罪之當擬終身懲役者 具擬律案申于上裁判所 得其許可之批判然後 乃爲宣告 施行死罪獄 則裁判官具審案及證據物件並擬律案 遞送于上裁判所 上裁判所 原裁判所 取上于大審院 大審院受其文案 批可還送 其否者 改擬當律而還付上裁判所 上裁判所以其文案又還付原裁判所 原裁判所取其行下文案乃爲宣告之。
- (20) 嚴世永、上掲書、四九ページ。高等法院 凡危害王室謀起內亂誘導外患者 按治之所也；高等法院本無常設之院 有獄則臨時奏請開院。
- (21) 嚴世永の「日本司法省視察記(三)」は刑事訴訟法に該当する「治罪法」を漢訳しておいたもので、総計二二五ページに達する。総計六編四八〇條で構成された「治罪法」の主要内容はつぎの通りである。
- 第一編の「総則」には、公訴と私訴に関する条項が、そして、第二編「刑事裁判所機構(構成)および権限」には、違警罪裁判所・輕罪裁判所、公訴「抗訴」裁判所・重罪裁判所・大審院・高等法院など、裁判所の構成に関する条項が記されている。第三編「罪犯[犯罪]捜査起訴および予審」には、告訴・告発・現行犯罪に関する捜査原則、檢察官と刑事原告による起訴手続き、令状・密室監禁・証拠、被告人推問「訊問」と対質・検証と物件勅佐「留置」・証佐人推問「証人訊問」・鑑定・現行犯予審・保釈・予審集結など予審手続きに関する条項が書かれている。第四編「公判」には違警罪・輕罪・重罪など罪質に伴う公判手続きに関する条項が記されている。第五編「大審院職務」には、上告と再審の訴などに関する条項が書れており、第六編「裁判施行と復権および特赦」には、裁判施行・復権・特使に関する条項が記されている。
- (22) 嚴世永、上掲書、四三―四四、五六―五七ページ参照。
- (23) 久保田 穰、前記の論文、一九二―一三八ページ・菊山正明、前掲書、一五―二五ページ。
- (24) 嚴世永、上掲書、三六ページ。管理關於裁判者 弁司法警察之所 乃一國掌禁之官也。嚴世永、《日本司法省視察記録(一)》、五ページでは「爲管理關於裁判弁司法警察事務」と定義している。
- (25) 嚴世永、「聞見事件」、三七―三八ページ。司法省置卿一人 以勅任官爲之 統率部下官員 兼監督各判事 官而其奏任以上則具狀而黜陟之 奏任以下官則專行而進退之 凡於法律事項 有可以布行者 有可以補正者得以具意見 奏請行之 由是得列於元老院議席辨論其利害 又以行政事項 列于本省章程中 而實其國制所定 則行政與立法與司法 不得相混相關 然立法官所議即司法官



所管 行政官所行亦司法官所務所以司法卿之參其議而知其政也。

(26) 嚴世永、「司法省視察記(一)」、一四—一五ページ。

第一條 行政裁判事項

第二條 變更司法警察事務事項

第三條 定規程關於法庭事項

第四條 於主管事務作布達事項

第五條 派遣部下官吏及生徒於外國事項

第六條 諸裁判所及檢事局發置 弁諸裁判所長任免事項

第七條 各局發置 局長任免事項

第八條 定諸裁判所及各局處務規程事項

第九條 外國人解傭事項

第十條 真創事 或變更舊規事項

(27) 嚴世永、「聞見事件」、三七—四〇ページ。卿之下有大輔一人 卿有事故 代理其事 少補一人 亞於大輔 而大少輔有具備時 有只備一人時 大書記官三人 權大書記官有其位 而今無現帶者 亦或備 或不備 非如他員官之必備也 省書記官二人 權小書記官一人 而書記之官 受卿命 幹理其主務 書記之次 有一等屬官二等屬官三等屬官 至十等屬官 而多少之數 隨時不同 或數十員 或十餘員 又有等外一等出仕二等出仕三等出仕 員數亦不同 此其各省官制之同規也 大審院以下置員 亦依比例：本省丙三局中 議事局者 凡事關緊要亦涉疑難者 會議之所也 書記官定其會期 則議事應參各員會議之 司法卿及大小補 亦隨時而臨其議席 本局所掌事務 逐月揭録 製爲月報 又諸編纂公文而保存之：刑事局者 凡各所申請事件之關係刑事者 受卿所命起其案 又關係刑事者 視其法律良否 改定興發之案 乃爲起草之所也

(28) 嚴世永、上掲書、四〇—四一ページ

(29) 嚴世永、「司法省視察記(一)」、五一—九九ページ参照。彼の調査によれば、当時、司法官員總数は四、二一〇名であり、そのなかで、司法省所屬が二七三名、諸裁判所所屬が三、九四七名であった。職級別に見ると、勅任が九名、奏任が二八二名、判任が一、六六九名、等外が一、五〇一名、御用が七五三名であった。司法省一年予算は一七八万五千圓であり、卿の月給は五〇〇圓で、大輔のそれ

は四〇〇圓であった。

(30) 巖世永、上掲書、四〇―四一ページ。本省有法學課 佛蘭西人爲授業師 聚生徒習隸法律 統一年分前後二期圈點考課 至四年卒業後 選多點者 付之省內屬官 其習法之暇 司法裁判所已決處之訴訟事件 使生徒假作原告被告代言人 演習法庭訴訟之事 蓋其所習先舊法次新律 而新律則俱是西法 西法之中佛蘭西法居多焉。

(31) 手塚 豊、《明治初期刑法史の研究》(東京・慶應義塾大學法學研究會、一九五六)三〇八ページ、中村吉三郎、《明治初期における刑法》、《明治法制史》二(東京・弘文堂、一九六一)二六〇―二六九ページ、吉井蒼生夫、《近代日本における西歐型刑法の成立と展開》、利谷信義等編、前掲書、一八一―一二二ページ。

(32) 巖世永、「聞見事件」、七三ページ。庚午頒行之新律綱領 僞一國通行之律令 而逮癸酉參酌改定日改定律例以爲成憲矣 至上年庚辰冬 頒示刑法四百三十條治罪法四百八十條于民間 爲先申之令 將以明年壬午一月爲始實施之 現今新舊法律參互用之 俟實施之後 將盡廢新律綱領改定律例之書。

(33) 巖世永、上掲書、七一ページ。日人之變舊程 一切從新。全做乎泰西 而又取萬國公法 裁制斟酌 纖悉徵密要歸至當 始焉定爲一百九十二條 又變爲三百十八條 蓋廢拷訊行懲役 同等權 是其設法之大綱也。

(34) 巖世永、上掲書、七二―七三ページ。舊用閩刑以待華士族 有謹慎閉門破廉恥 論今則發 而不載於四百三十條內 卽法律上同等權之大則也。

(35) 事實、一八七〇年に制定され、一八七三年まで施行された「新律綱領」は日本の古法である大宝律と唐・明・清律を参照したもので、華・士族には換刑、即ち「閩刑」を認めて、被害者の身分にしたがって、加害者の処罪を異なるものにした。そしてナポレオン法典を参照して、流・徒・杖・苔刑の封建的刑罰を廃し徴役制をとった一八七三年の「改定律例」も士族・平民・官吏・僧侶の身分に従って、刑の適用に差別を置いていた。

(36) 巖世永、上掲書、七一―七二ページ。置勸解豫審公判等 官權度銖兩 剖析毫縷 自然符号於古法 其曰懲役者漢之城朝唐之鑄成之例也 其日贖圓者 處之贖金周之罰緩之制也 倣司寇結奸之規 而有警察巡查焉 取國人與罪之意、而有代言傍聽焉 凡諸保民康健衛生受人 靡不用其極 其所謂法者 非刑名法術之流也 卽所以治國之契約也。

(37) 柳永益、《甲午更張研究》(ソウル・新潮閣、一九九〇)、一五四ページ、徐壹教、《朝鮮王朝 刑事制度の研究》(ソウル・博英社、一九七四)、一〇―一二ページ、金淇春編著、《朝鮮時代刑典》(ソウル・三英社、一九九〇)四〇―四二、五六―五八ページ

- (38) 拙稿、一八八一年 朝士魚允中の日本經濟政策の認識、一二四—一二九ページ。
- (39) 《承政院日記》高宗一八年二月四日條、二二日條。
- (40) 金玉均、《治道略論》、韓國學文獻研究所編、《金玉均全集》(ソウル…亞細亞文化社、一九七九)、一五—一六ページ。法律之學興然後、庶務乃可就緒。
- (41) 金玉均、上掲書、一四—一五ページ。凡罪人被、懲役之法、載在古典、而今海外之國皆行之、日本近又行之、惟朝鮮未能復古聖人政、所欠者 治道也 巡檢也 懲役也 如鼎足之勢 闕一而不可 第以現行刑政論之 法久而紊亂 却命奪產…宜新定法律 凡犯輕罪者 概驅令作工以自贖 然此必斷自聖哉 方期實效。
- (42) 朴泳孝、《朴泳孝建白書》、《日本外交文書》二二、二九二號。然若有大益民國而人勝舊法者 則雖有騷擾紛 之議 果決斷行。
- (43) 朴泳孝。上掲書、二九二—二九三ページ。
- 一 凡處訴訟及大小輕重之罪 只任判官裁之 而不可以主權擅裁事
  - 一 廢酷刑 以保生命事
  - 一 廢孥戮之典 只治原犯 而不可及父母兄弟妻子事
  - 一 考問罪人 不可濫刑 誣服其罪事
  - 一 凡諸大小輕重之罪 必彰明罪證而自服 然後可以繫獄處刑事 野鄙不開之國 人民繫獄被刑 而不解自己之罪多也
  - 一 廢如捕廳之隱匿刑殺事 雖被刑殺者之父母兄弟妻子 而不知其繫獄被殺 豈非無法殘忍之政哉
  - 一 聽訟斷獄 不可秘之 而許衆庶 入場傍聽 則判官欲用酷容私者 自減事
  - 一 定懲役之法 設懲役之場 而非最重大之罪 不可殺之 并使之懲役事
  - 一 嚴禁宰相士大夫以及庶民 各於私家用刑 而雖係自己之子弟奴婢 必仰公裁事
- (44) 朴泳孝、上掲書、二九二—二九三ページ。法酷 故失國之主權於外國也
- (45) 柳永益、「甲午更張研究」、一—二二—二三ページ
- ※許東賢教授の本論文は、『震檀學報』第八四号別冊(震檀学会、一九九七年二月)に掲載されたものであるが、吉井蒼生大教授を代表者とする共同研究グループ(神奈川大学法学部)の訪韓の際に入手し、「日・中・韓国三国における法の近代化過程の比較研究」に關する参考資料の一つとして訳したものである。